

事案発生日	令和8年4月28日	
事業者名	折田汽船株式会社	
発出日	令和8年9月15日	
法令違反等の概要	令和8年4月28日、折田汽船株式会社が経営する一般旅客定期航路事業にて運航する「フェリー屋久島2」が、屋久島宮之浦港へ向けて航行中、主機関停止に伴い航行不能となる事故が発生した。 これを受け、海上運送法に基づく立入検査を実施したところ、宮之浦港の陸上施設点検簿を作成していないという安全管理規程違反が確認された。	
警告の内容	令和8年10月14日までに以下の是正措置を文書により報告すること。 運航管理者は、宮之浦港の陸上施設点検簿を作成し、安全管理規程第41条第3項に基づき点検を実施し、その結果を記録し1年間保存すること。	
当該違反により付された違反点数		1点
当該事業者に付された累積違反点数		1点